

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

(処方変更に関わる原則)

- ①先発医薬品において「変更不可」の記載があり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ②「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ③処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ④患者に十分な説明（適正な使用方法、安定性、価格など）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ⑤本プロトコルにあてはまらない事項は今まで通り疑義照会を行う。

1. 疑義照会不要

1) 成分が同一の銘柄変更

例：フォサマック錠 35m g ⇔ ボナロン錠 35m g

2) 内服薬の剤形変更

ただし、同剤形内での変更がやむを得ずできない場合は分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む）を可能とします

例：OD錠 ⇔ 普通錠

錠、カプセル剤 ⇔ 散

錠 ⇔ シロップ剤

散剤 ⇔ シロップ剤 など

※用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする

3) 内服薬の規格変更

例：5 m g 錠 2 錠 ⇔ 1 0 m g 錠 1 錠

2 0 m g 錠 0. 5 錠 ⇔ 1 0 m g 錠 1 錠

3 0 m g 1 錠 ⇔ 1 5 m g 2 錠

※患者負担について必ず説明し、同意を得てから調剤すること。

4) 半割・粉碎・混合

例：ワーファリン錠 1 m g 1. 5 錠 ⇔ ワーファリン錠 1 m g 1 錠

ワーファリン錠 0.5m g 1 錠

5) 医療上の必要性が認められる一包化調整

6) 軟膏・クリーム剤の規格変更

例：5 g 2 本 ⇔ 1 0 g 1 本

7) 残薬の調製での処方日数の短縮

ただし、処方記録を残すため、削除は不可とする。

8) 外用剤の用法 口頭で指示されているあるいは医師の指示通りの場合に用法を追記すること

9) 向精神薬が日数制限を超えて処方されている場合の投与日数上限までの日数短縮

例：ゾルピデム酒石酸塩錠 5 m g 3 5 日分 → 3 0 日分

1 0) 週 1 回、あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：他の処方薬が 3 5 日分処方の時

アレンドロン酸錠 3 5 m g （週 1 回） 1 錠 3 5 日分 → 5 日分

※一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします（先発、後発は問いません）。

ただし、範囲内での変更がやむを得ずできない場合は分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む）を可能とします。

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1 回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊錠）

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

2. 処方変更・調剤後の連絡方法

1) 本プロトコルに基づき処方変更した場合は、処方箋の備考欄に変更内容とともに「事前確認済み」と記載する。

また、お薬手帳に変更内容及び「事前確認済み事項に基づき変更」と記載し、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」を FAX で当院まで連絡し、医師への報告とする。

2) 処方修正について、変更薬が採用薬については処方修正を行う。採用ではない薬への変更の場合はシステムの都合上、コメント記載として対応する。

日数の短縮に関しては修正する。